

長南町過疎地域持続的発展計画（案）に係るパブリックコメント実施要領

1. 意見募集の対象案件

長南町過疎地域持続的発展計画（案）

2. 募集期間

令和3年7月28日（水）～令和3年8月10日（火）

3. 意見を提出できる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に事務所または事業所を有する個人および法人その他団体
- (3) 町内の事務所または事業所に勤務する方
- (4) 1～3以外で長南町が行う政策などにより利益または損害を受ける方

4. 長南町過疎地域持続的発展計画（案）の閲覧方法

- (1) 企画政策課、窓口で午前8時30分から午後5時15分まで閲覧できます。
- (2) 長南町ホームページ

5. 意見提出方法

- (1) 意見の提出様式は、別紙意見等記入用紙にご記入ください。
- (2) 意見の提出方法は、直接窓口にお持ちになるか郵送・ファックス・電子メールで提出して下さい。

6. 意見提出先

(1) 郵送の場合

297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110番地 企画政策課宛

(2) ファックスの場合

0475-46-1214 企画政策課宛

(3) 電子メールの場合

kikaku@town.chonan.lg.jp

7. 意見等の取扱いについて

提出されました皆さんからのご意見等は、長南町過疎地域持続的発展計画の参考にさせていただくとともに意見の概要等を整理して、それに対する町の考えをまとめて後日公表させていただきます。ただし、個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表することはありません。

また、ご意見等に対しての個別の回答は致しかねますのでご了承ください。